国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程

１３国研セ第４－３１号
平成１３年　４月　２日
最終改正　２国研セ第２０１１２６０５号
令和２年１１月２７日

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第６８条の規定に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）の職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の給与）

第２条　職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

２　諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当とする。

（給与の支給）

第３条　職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

（俸給）

第４条　各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第５条　俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、俸給の月額及び各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

（１）一般職員俸給表（別表第１）
（２）技術専門職員俸給表（別表第２）
（３）研究職員俸給表（別表第３）
（４）任期付研究員（一）俸給表（別表第４）
（５）任期付研究員（二）俸給表（別表第５）
（６）特定任期付職員俸給表（別表第６）

２　前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、すべての職員に適用する。

３　職員（第１項第４号から第６号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員等」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第６条　理事長は、前条第３項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定する。

２　職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

３　新たに職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

４　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（任期付研究員等が前条第１項第１号から第３号までに掲げる俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。

５　職員の昇給は、理事長が別に定める日に、その者の同日前における直近の人事評価（職員就業規則第７５条第１項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降における勤務成績に応じて、行うものとする。

６　前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上である者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上である者にあっては、３号俸）とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

７　５５歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える職員の第５項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

８　職員の昇給は、別表第２の技術専門職員俸給表備考２及び別表第３の研究職員俸給表備考２の適用を受ける職員を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。

９　職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

第７条　任期付研究員（一）俸給表の適用を受ける職員又は任期付研究員（二）俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員」という。）の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要の度等に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第８条　特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

（俸給の支給）

第９条　俸給は、毎月１６日（その日が職員就業規則第４３条第１項に規定する休日に当たるときは、その月の１５日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日以外の日。以

下「支給定日」という。）に、その月の月額の全額を支給する。

第１０条　新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

２　職員が退職（死亡による退職を除く。）をし、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

３　職員が死亡により退職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第４３条第１項及び同規則第５２条第１項に規定する休日並びに同条第２項に規定する代休とした日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の特別調整額）

第１１条　理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給の月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

（１）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第４１条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める職を占める職員

（２）管理部門において、室、科等の業務を総括する者として理事長が別に定める職を占める職員

（３）研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める職を占める職員

２　前項第２号及び第３号に掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第２０条第１項第１号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第４５条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあっては、第２０条第３項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

３　前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

（扶養手当）

第１２条　扶養手当は、扶養親族のある職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（１）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（３）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（４）満６０歳以上の父母及び祖父母

（５）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（６）重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）前項第１号に該当する扶養親族　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が７級以下の者、技術専門職員俸給表の適用を受ける者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以下の者　６，５００円

イ　一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が８級の者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級の者（以下「一般職８級職員等」という。）　３，５００円

ウ　一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が９級以上の者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が６級の者（以下「一般職９級以上職員等」という。）　支給しない

（２）前項第２号に該当する扶養親族　１０，０００円

（３）前項第３号から第６号までの扶養親族　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が７級以下の者、技術専門職員俸給表の適用を受ける者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以下の者　６，５００円

イ　一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が８級の者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級の者　３，５００円

ウ　一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が９級以上の者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が６級の者　支給しない

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　新たに職員となった者に扶養親族（一般職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職９級以上職員等から一般職９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、理事長が定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨を理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

（１）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

６　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般

職９級以上職員等から一般職９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上等以外の職員になった日、職員に扶養親族（一般職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれその者が退職をし、又は解雇にされた日、一般職９級以上職員等以外の職員から一般職９級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

７　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（１）扶養を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合

（２）扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第５項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（３）扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある一般職９級以上職員等が一般職９級以上等職員以外の職員となった場合

（４）扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある一般職８級職員等が一般職８級職員等及び一般職９級以上職員等以外の職員となった場合

（５）扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職９級以上職員等以外のものが一般職９級以上職員等となった場合

（６）扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある職員で一般職８級職員等及び一般職９級以上職員等以外のものが一般職８級職員等となった場合

（７）職員の扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第１３条　地域手当は、茨城県つくば市における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、本所（国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの組織に関する規程（１３国研セ第４－２５号。以下「組織規程」という。）第４条に規定する本所をいう。以下同じ。）に在勤する職員に支給する。

２　地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、１００分の１６の割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

３　本所に在勤する職員が研究拠点（組織規程第６０条に規定する研究拠点をいう。以下同じ。）に異動した場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた本所に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）には、異動の円滑を図るため、当該職員には、前２項の規定にかかわらず、当該異動の日から２年を経過するまでの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（１）当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間　異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

（２）当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

４　国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に人事院規則９－４９（地域手当）第２条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は同規則第４条に規定する空港の区域（同規則附則第２条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）に在勤していた者で、当該採用の直後に在勤する事務所が研究拠点であるとき、又は当該採用の直後に在勤する本所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に当該支給官署等に在勤するものとした場合に一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）及び同規則の規定を適用して得られる支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下「給与法による支給割合」という。）に達しないときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第１項及び第２項の規定にかかわらず、当該採用の日から２年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（採用後の支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該改定後の採用後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（１）当該採用の日から同日以後１年を経過する日までの期間　給与法による支給割合

（給与法による支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の給与法による支給割合。次号において同じ。）

（２）当該採用の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）給与法による支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

（広域異動手当）

第１３条の２　本所に在勤する職員が研究拠点に異動した場合は、当該職員には、当該異動の日から３年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に１００分の１０の割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた本所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動の日から３年を経過するまでの間に再び本所に異動となるもの（以下この項において「再異動」という。）については、当該再異動の日以後は広域異動手当は支給しない。

３　国家公務員等から人事交流等により引き続き研究拠点の職員となった者又は異動に準ずるものとして理事長が別に定めるもの（以下「異動等」という。）があったものであって、これらに伴い研究拠点に勤務することとなった職員には、当該異動等につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する研究拠点の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と研究拠点との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する研究拠点の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と研究拠点との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と研究拠点との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、前２項の規定に準じて、当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

（１）３００キロメートル以上　１００分の１０

（２）６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５

４　異動等の日の前日に在勤していた事務所において広域異動手当を支給されていた職員が、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過するまでの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

５　前４項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第１３条第３項及び第４項の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、第１項及び第３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、第１項及び第３項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

（住居手当）

第１４条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に支給する。

（１）自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和２４年法律第１１７号）第１３条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）

（２）第１６条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

イ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

（２）前項第２号に掲げる職員　第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　職員は、新たに第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

４　住居手当の支給は、職員が新たに第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その

日の属する月）から行うものとする。

5　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第１５条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　２，０００円

イ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　４，２００円

ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１

００円

エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，０００円

オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１２，９００円

カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１５，８００円

キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１８，７００円

ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２１，６００円

ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２４，４００円

コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２６，２００円

サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２８，０００円

シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２９，８００円

ス　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３１，６００円

（３）前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前２号に定める額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は前号に定める額

３　国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。その他前段の通勤手当を支給される職員と権衡上の必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

（１）新幹線鉄道等に係る通勤手当　支給単位期間につき、理事長が別に定めるところに

より算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が２０，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、２０，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が２０，０００円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、２０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。

５　通勤手当が支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

６　職員は、新たに第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

（１）本所、研究拠点間で異動した場合

（２）住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

７　通勤手当の支給は、職員が新たに第１項の要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれの者が退職をし、又は解雇にされた日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

８　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。

９　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第１６条　本所、研究拠点間の異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が

別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

３　国家公務員等から人事交流等により引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　職員は、新たに第１項又は前項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

５　単身赴任手当の支給の始期及び終期については、前条第７項及び第８項の規定を準用する。この場合において、同各項中「通勤手当」とあるのは「単身赴任手当」と、同条第７項中「第１項」とあるのは「第１６条第１項又は第３項」と、「前項」とあるのは「第１６条第４項」と読み替えるものとする。

（特殊勤務手当）

第１６条の２　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務として次に掲げる東日本大震災に対処するための作業に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

（１）東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

（２）原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

（３）本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前２号に掲げるものを除く。）

２　削除

（特地勤務手当）

第１７条　離島その他の生活の著しく不便な地に所在する研究拠点に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

２　国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となり研究拠点に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）、その他権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、特地勤務手当を支給する。

３　特地勤務手当の月額は、職員が研究拠点に勤務することとなった日の俸給及び扶養手当の月額の合計額の２分の１の額に現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の２分の１の額を加えた額に１００分の１２を乗じて得た額とする。

４　研究拠点に勤務する職員のうち、研究拠点に異動（国家公務員等から人事交流等により引き続き研究拠点の職員となった者にあっては、在勤することとなったこと。以下この項において同じ。）となり当該異動に伴って住居を移転した職員には、前項に定める特地勤務手当の月額のほかに、異動となった日から６年に達するまでの間、異動となった日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる異動の日からの期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を月額として加算する。ただし、その期間内において職員が研究拠点以外に異動した場合には、その異動の日の前日まで支給する。

（１）異動となった日から起算して４年に達するまでの期間　１００分の６

（２）異動となった日から起算して４年に達した後から５年に達するまでの期間　１００分の４

（３）異動となった日から起算して５年に達した後から６年に達するまでの期間　１００分の２

５　前項に規定する手当（以下この項において「特地勤務手当に準ずる手当」という。）を支給される職員が第１３条の２の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第１８条　職員（次項に掲げる職員を除く。）が正規の勤務時間（職員就業規則第４７条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　裁量勤務職員が勤務日（同規則第４３条第１項及び第５２条第１項に規定する休日以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない日１日につき、第２２条に規定する１時間当たりの給与額に７．７５を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

（給与の半減）

第１９条　職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第１項第２号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同

じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

（超過勤務手当）

第２０条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第１１条第１項第１号に掲げる職員にあっては、第１号ア、第２号ア及び第３号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

（１）正規の勤務時間が割り振られた日における勤務　次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア　イに掲げる勤務以外のもの　１００分の１２５

イ　深夜（午後１０時から翌日の午前５時をいう。以下同じ。）における勤務　１００分の１５０

（２）休日（職員就業規則第４３条第１項に規定する休日をいう。次号において同じ。）のうち、法定休日（同規則第４３条第２項に規定する法定休日をいう。次号において同じ。）以外の日における勤務　次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア　イに掲げる勤務以外のもの　１００分の１３５

イ　深夜における勤務　１００分の１６０

（３）休日のうち、法定休日における勤務　次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア　イに掲げる勤務以外のもの　１００分の１３５

イ　深夜における勤務　１００分の１６０

２　前項の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該職員がした正規の勤務時間を超えて勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間（月の初日からその月の末日までの期間をいう。）の初日から起算して６０時間を超えたときは、その６０時間を超えて勤務した全時間に係る同項各号の規定の適用については、同項第１号ア中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１５０」と、同号イ中「１００分の１５０」とあるのは「１００分の１７５」と、同項第２号ア及び第３号ア中「１００分の１３５」とあるのは「１００分の１６０」と、同項第２号イ及び第３号イ中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１８５」とする。

３　裁量勤務職員には、１時間につき第２２条に規定する１時間当たりの給与額に１００分の１２５を乗じて得た額の１５時間相当の額を超過勤務手当として支給する。

４　第１１条第１項第２号及び第３号に掲げる職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間（第１号アに掲げる勤務にあっては、第１１条第３項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間）」とする。

５　職員就業規則第５２条第２項の規定により代休を取得した場合の当該休日（同項第２

号に掲げる場合にあっては、当該振り替えて休日とされた日）に行った勤務又は同条第３項の規定により代休を取得した場合の当該休日に行った勤務に係る超過勤務手当の支給に当たっては、代休が同一月内に取得された場合に限り、これらの勤務の区分に応じた第１項及び第２項の規定に定める割合から同条第２項の規定により代休とした勤務日又は同条第３項の規定により代休とした勤務日の勤務時間に係る割合（１００分の１００）を減じた割合をもって算定することができる。

（端数計算）

第２１条　第１８条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額及び同条第２項に規定する１時間当たりの給与額並びに前条第１項（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により勤務１時間につき支給し、及び同条第３項の規定により１時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額等の算出）

第２２条　第１８条第１項及び第２０条第１項（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する勤務１時間当たりの給与額並びに第１８条第２項及び第２０条第３項に規定する１時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額並びに給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第１６条の２に掲げる作業に係る特殊勤務手当が支給される場合にあってはその額の合計額を、別に定める１月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

（期末手当）

第２３条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２５条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ６月３０日及び１２月１０日（これらの日が職員就業規則第４３条第１項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下次条から第２５条第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職（同規則第１３条第１号から第４号まで又は第６号に掲げる事由による退職に限る。第２６条まで及び第２９条第７項において同じ。）をし、又は解雇（同規則第１０条第２項又は第１８条の規定による解雇に限る。第２６条まで及び第２９条第７項において同じ。）にされた職員（第２９条第７項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２５を乗じて得た額（理事長が別に定める特定管理職員（第２６条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０５を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）６箇月　１００分の１００
（２）５箇月以上６箇月未満　１００分の８０
（３）３箇月以上５箇月未満　１００分の６０
（４）３箇月未満　１００分の３０
３　任期付研究員及び特定任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、１００分の１２５」とあるのは「１００分の１６５」とする。
４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
５　一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が３級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、理事長が別に定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給の月額の１００分の２５を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。
６　国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第２項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

第２４条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
（１）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第８１条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
（２）基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職をし、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
（３）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２５条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
（１）退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁

錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、センターの業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第２６条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ６月３０日及び１２月１０日（これらの日が職員就業規則第４３条第１項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職をし、又は解雇にされた職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って得られる割合を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、センターに

おいて支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、１００分の９５（特定管理職員にあっては、１００分の１１５）を乗じて得た額を超えないものとする。

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

４　第２３条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは、「第２６条第３項」と読み替えるものとする。

５　国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第２項に掲げる勤務期間の区分は、当該採用前の機関に勤務していた期間を職員として勤務していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

６　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同各条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第２４条中「前条第１項」とあるのは「第２６条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第２６条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第３項第３号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第２６条第１項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第１項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（任期付研究員業績手当）

第２７条　任期付研究員業績手当は、１２月１日（以下この条において「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第７条の規定により俸給の月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第２３条第１項に規定する期末手当の支給日に支給する。

２　任期付研究員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給の月額に相当する額とする。

（特定任期付職員業績手当）

第２７条の２　特定任期付職員業績手当は、１２月１日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第８条の規定により俸給の月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第２３条第１項に規定する期末手当の支給日に支給する。

２　特定任期付職員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給の月額に相当する額とする。

（育児短時間勤務職員についての特例）

第２８条　職員就業規則第６３条第１項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての第５条から前条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５条第１項	による	による。ただし、職員就業規則第６３条第１項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給の月額は、それぞれ当該俸給表に定める俸給の月額に、同規則第６４条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第１０条第４項	職員就業規則第４３条第１項	職員就業規則第６４条の規定により読み替えられた同規則第４３条第１項
第１５条第２項第２号	定める額	定める額（育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
第１７条第３項	の額に	の額（育児短時間勤務職員以外の職員であって勤務することとなった日において育児短時間勤務職員であった者、育児短時間勤務職員であって勤務することとなった日において育児短時間勤務職員以外の職員であった者又は育児短時間勤務職員であって勤務することとなった日において育児短時間勤務職員であった者については、それぞれ理事長が別に定める額）に
第１７条第４項	合計額に	合計額（育児短時間勤務職員以外の職員

		であって異動となった日において育児短時間勤務職員であった者、育児短時間勤務職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員以外の職員であった者又は育児短時間勤務職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員であった者については、それぞれ理事長が別に定める合計額）に
第２０条第１項第１号ア	１００分の１２５	１００分の１２５（ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては１００分の１００）
第２０条第１項第１号イ	１００分の１５０	１００分の１５０（ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては１００分の１２５）
第２０条第３項	１５時間	１５時間に算出率を乗じて得た時間
第２０条第４項	理事長が別に定める時間数	理事長が別に定める時間数に算出率を乗じて得た時間数
第２３条第４項	俸給及び扶養手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額
第２３条第５項、第２６条第３項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

（休職者等の給与）

第２９条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第５５条第１項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第１４条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和４９年労働省令第３０号）第３条の規定による休業特別支給金の額の合計額（以下「休

業補償給付等の額」という。）を差し引いた額の給与を支給する。

２　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第１７条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。

３　職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第１７条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給する。

４　職員が前２項以外の心身の故障により職員就業規則第１７条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給する。

５　職員が職員就業規則第１７条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給する。

６　職員が職員就業規則第１７条第１項第３号から第６号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給する。

７　第３項、第４項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第２３条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職をし、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

８　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第２４条及び第２５条の規定を準用する。この場合において、第２４条中「前条第１項」とあるのは「第２９条第７項」と読み替えるものとする。

（在籍派遣職員の給与）

第３０条　職員就業規則第２０条又は第２１条の規定により派遣にされている職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの１００分の１００以内を支給する。

（短期従事許可職員の給与）

第３０条の２　職員が、短期従事（職員就業規則第３８条の２に規定する短期従事をいう。）の許可を受けて勤務しなかった期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

（１）裁量勤務職員以外の職員　その勤務しなかった期間の１時間につき、第２２条の規定による勤務１時間当たりの給与額

（２）裁量勤務職員　その勤務しなかった期間の１日につき、第２２条の規定による１時

間当たりの給与額に７．７５を乗じて得た額

２　前項第１号に規定する勤務１時間当たりの給与額及び第２号に規定する１時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（育児休業等職員の給与）

第３１条　第２３条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第６２条第１項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

２　第２６条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第６２条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

３　職員就業規則第６３条の３第４項の「別に定める勤務１時間当たりの給与額」とは、第２２条の規定による勤務１時間当たりの給与額とする。

（介護休業等職員の給与）

第３２条　職員就業規則第６６条第３項の「別に定める勤務１時間当たりの給与額」とは、第２２条の規定による勤務１時間当たりの給与額とする。

（給与の非常時支給）

第３３条　職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の費用に充てるために給与を請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの給与を日割り計算により支給する。

（雑則）

第３４条　この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成１３年４月２日　１３国研セ第４－３１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

２　削除

３　削除

４　削除

５　削除

６　削除

７　削除

８　削除

９　削除

１０　削除

１１　削除

（平成２６年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

１２　平成２６年６月に期末手当が支給される職員のうち、平成２４年４月１日から引き続き在職している者（同年５月１日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１８国研セ第４－５号）附則第９項から第１１項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当の額は、第２３条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第２８条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第１項から第４項まで及び第６項、第７項若しくは第３０条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成２６年６月１日（当該支給される期末手当について第２３条第１項後段又は第２９条第７項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第１６条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の３．６７（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

俸　　給　　表	職務の級	号　　俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで

	２級	１号俸から７６号俸まで
	３級	１号俸から６０号俸まで
	４級	１号俸から４４号俸まで
	５級	１号俸から３６号俸まで
	６級	１号俸から２８号俸まで
	７級	１号俸から１６号俸まで
	８級	１号俸から４号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１２１号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から７６号俸まで
	４級	１号俸から４８号俸まで
	５級	１号俸から３２号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から５２号俸まで
	４級	１号俸から３６号俸まで
	５級	１号俸から１６号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		１号俸から３号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		１号俸から３号俸まで

附　則（平成１３年１１月３０日　１３国研セ第１１－１１７号）

この規程は、平成１３年１１月３０日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

附　則（平成１５年２月２８日　１４国研セ第２－１２０号）

この規程は、平成１５年３月１日から施行する。ただし、第２５条第１項から第３項まで、第２９条第４項中「第２５条第２項の読替規程」及び第３１条第３項の改正規定は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１０月３１日　１５国研セ第１０－１５０号）

（施行日等）

１　この規程は、平成１５年１１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第８条、第１２条、第１５条、第２５条、第２９条の改正部分及び附則第８項の規定は、平成１６年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

２　施行日の前日において、別表第１から別表第３までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号下位の号俸との差額×$\dfrac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額}}$

＋施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

３　前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第６条第８項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

４　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

５　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成１６年３月３１日までの間における期末手当に関する読替）

６　施行日から平成１６年３月３１日までの間における第２５条及び第２９条の規定の適用については、第２５条第２項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１４

５」と、同項及び同条第３項中「１００分の１５０」とあるのは「１００分の１２５」と、同条第３項中「「１００分の１７０」とあるのは「１００分の９０」と、」とあるのは「「１００分の１４５とあり、及び」と、「１００分の８０」とあるのは「１００分の６５」と、第２９条第４項中「１００分の１８０」とあるのは「１００分の１６０」と、「、「１００分の１７０」とあるのは「、「１００分の１４５」と読み替えるものとする。

（平成１５年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

７　平成１５年１２月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第２５条第２項（前項の規定により読み替えられた同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第３０条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項又は第３３条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成１５年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの期間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第１６条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成１５年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額

（調整手当に関する経過措置）

８　平成１６年４月１日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第１２条第３項又は第４項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同各項の規定の適用については、同条第３項中「場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた本所に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあり、及び同条第４項中「場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、同条第４項中「支給割合（理事長が別に

定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。」とあるのは「支給割合（」と、同条第３項及び第４項中「から２年を経過する」とあるのは「から３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」と、同条第３項第１号及び同条第４項第１号中「同日以後１年を経過する日」とあり、及び同条第４項中「当該異動又は採用の日から１年を経過する」とあるのは「平成１７年３月３１日」と、同条第３項第２号及び第４項第２号中「２年を経過する日」とあるのは「３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」とする。

（その他）

9　第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成１６年１０月２９日　１６国研セ第１０－１２１号）

この規程は、平成１６年１１月１日から施行する。

附　則（平成１７年１１月２８日　１７国研セ第１１－７８号）

（施行期日）

1　この規程は、平成１７年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2　施行日の前日において、職員給与規程別表第１から別表第３までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額×$\dfrac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額}}$

＋施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

3　前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第６条第８項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

4　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職

員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成１７年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

6　平成１７年１２月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第２５条第２項（同条第３項又は第２９条第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第３０条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項又は第３３条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成１７年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１６条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成１７年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額

（その他）

7　第２項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成１８年４月１日　１８国研セ第４－５号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

２　施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に２の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

３　施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第１から別表第３までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第５項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号俸とする。

４　附則第２項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第３に定める号俸とする。

５　施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第１から別表第３までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

（引継任期付研究員等に適用する俸給表及び号俸の切替え）

６　引継任期付研究員（職員就業規則附則第２項の規定により同規則第５条第１項第１号又は第２号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）及び引継特定任期付職員（同規則附則第２項の規定により同規則第５条第１項第３号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）に対する施行日以後におけるこの規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第５条第１項に掲げる俸給表の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる俸給表を適用するものとし、その者の施行日における号俸は、施行日の前日に現行の規程を廃止する規程（１８国研セ第４－４７号）による廃止前の独立行政法人国際農林水産業研究センター任期付研究員及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（１３国研セ第４－３３号）（以下「旧任期付研究員等給与特例規程」という。）に基づきその者が受けていた号俸の数と同じ数の号俸とする。

（１）施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第１の俸給表の適用を受けていた職員　改正後の職員給与規程第５条第１項第４号に定める俸給表

（２）施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第２の俸給表の適用を受けていた職員　改正後の職員給与規程第５条第１項第５号に定める俸給表
（３）施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第３の俸給表の適用を受けていた職員　改正後の職員給与規程第５条第１項第６号に定める俸給表

（施行日前の異動者の号俸の調整）
7　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）
8　附則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額は、改正前の職員給与規程又は旧任期付研究員等給与特例規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）
9　施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（附則第６項の規定により引き続き改正後の職員給与規程第５条第１項第４号から第６号までに定める俸給表の適用を受ける職員を含む。）で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（２１国研セ第１１－１０４号。第１号において「平成２１年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成２６年３月３１日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第２項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を俸給として支給する。
（１）平成２１年改正規程附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員　１００分の９９．１
（２）前号に掲げる職員以外の職員（任期付研究員(二)俸給表の適用を受ける職員を除く。）　１００分の９９．３４

１０　施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認め

られるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

１１　施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、俸給を支給する。

１２　前３項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前３項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

（１）改正後の職員給与規程第１１条第１項、第１３条第２項から第４項まで、第１７条第３項及び第４項、第２３条第４項及び第５項（第２６条第４項において準用する場合を含む。）、第２６条第３項、第２７条第２項及び第２８条第２項に規定する俸給の月額

（２）改正後の職員給与規程第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額

（３）改正後の職員給与規程第１９条の規定による給与の半減、同規程第２９条第１項から第８項までに規定する休職者等の給与、同規程第３０条に規定する在籍派遣職員の給与及び同規程第３１条第１項及び第２項に掲げる育児休業職員の給与の額を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

（平成２２年３月３１日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

１３　平成２２年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６条第６項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
第６条第７項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
	２号俸	１号俸

（地域手当に関する経過措置）

１４　この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第１２条第４項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給又は施行日の前日において支給官署等（同項に規定する「支給官署等」をいう。）に在勤していた一般職給与

法適用職員等（同項に規定する「一般職給与法適用職員等」をいう。）が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第１３条第４項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同各項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第４項	人事院規則９－４９（地域手当）第２条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は第４条に規定する空港の区域（同規則附則第２条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）	人事院規則９－４９（調整手当）の全部を改正する人事院規則（人事院規則９－４９－３２）による改正前の人事院規則９－４９（調整手当）第１条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署（同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「旧支給官署等」という。）
	当該支給官署等に	当該旧支給官署等に
	一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成１７年法律第１１３号）第２条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）

１５　削除

１６　削除

（任期付研究員業績手当に関する経過措置）

１７　引継任期付研究員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第２７条の規定の適用については、同条第１項中「任期付研究員業績手当の」とあるのは「任期付研究員業績手当（旧任期付研究員等給与特例規程第５条の規定による任期付研究員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同条第１項に規定する基準日）の翌日」と、「第７条」とあるのは「第７条又は同規程第３条」とする。

（特定任期付職員業績手当に関する経過措置）

１８　引継特定任期付職員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第２８条の規定の適用については、同条第１項中「特定任期付職員業績手当の」とあるのは「特定任期付職員業績手当（旧任期付研究員等給与特例規程第６条の規定による特定任期付職員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同規程第５条第１項に規定する基準日）の翌日」と、「第８条」とあるのは「第８条又は同規程第４条」とする。

（派遣職員に関する経過措置）

１９　職員就業規則附則第４項の規定により同規則第２０条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第３３条の規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第３０条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

（その他）

２０　前各項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第１　職務の級の切替表（附則第２項関係）

<table>
<tr><th>俸　給　表</th><th>旧　級</th><th>新　級</th></tr>
<tr><td rowspan="12">一般職員俸給表</td><td>１級</td><td rowspan="2">１級</td></tr>
<tr><td>２級</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>２級</td></tr>
<tr><td>４級</td><td rowspan="2">３級</td></tr>
<tr><td>５級</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>５級</td></tr>
<tr><td>８級</td><td>６級</td></tr>
<tr><td>９級</td><td>７級</td></tr>
<tr><td>１０級</td><td>８級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１１級</td><td>９級</td></tr>
<tr><td>１０級</td></tr>
<tr><td rowspan="4">技術専門職員俸給表</td><td>３級</td><td rowspan="2">３級</td></tr>
<tr><td>４級</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>５級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究職員俸給表</td><td rowspan="2">５級</td><td>５級</td></tr>
<tr><td>６級</td></tr>
</table>

附則別表第２　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第３項関係）

ア　一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級／経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	３月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	３月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	３月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	６月以上９月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	９月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	３月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	３月以上６月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	６月以上９月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	９月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	３月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	３月以上６月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	６月以上９月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	９月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	３月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	３月以上６月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	６月以上９月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	９月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	３月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	３月以上６月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	６月以上９月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	９月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	３月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	３月以上６月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	６月以上９月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	９月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	３月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	３月以上６月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	６月以上９月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	９月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	３月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	３月以上６月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	６月以上９月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	９月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	３月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	３月以上６月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	６月以上９月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	９月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	３月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	３月以上６月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	６月以上９月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	９月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	３月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	３月以上６月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	６月以上９月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	９月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	３月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	３月以上６月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	６月以上９月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	９月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	３月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	３月以上６月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	６月以上９月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	９月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	３月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	３月以上６月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	６月以上９月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	９月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	３月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	３月以上６月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	６月以上９月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	９月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	３月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	３月以上６月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	６月以上９月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	９月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	３月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	３月以上６月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	６月以上９月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	９月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	３月未満			77	62	81	69	65	61		
	３月以上６月未満			78	62	82	70	66	62		
	６月以上９月未満			79	63	83	71	67	63		
	９月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	３月未満			81	63	85	73	69	65		
	３月以上６月未満			82	64	86	74	70	66		
	６月以上９月未満			83	64	87	75	71	67		
	９月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	３月未満			85	65	89	77	73			
	３月以上６月未満			86	65	90	78	74			
	６月以上９月未満			87	66	91	79	75			
	９月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	３月未満			89	67	93	81				
	３月以上６月未満			90	67	94	82				
	６月以上９月未満			91	68	95	83				
	９月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	３月未満			93	69	97	85				
	３月以上６月未満			94	70	98	86				
	６月以上９月未満			95	71	99	87				
	９月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	３月未満			97	73	101					
	３月以上６月未満			98	73	102					
	６月以上９月未満			99	74	103					
	９月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	３月未満			101	75	105					
	３月以上６月未満			102	75	106					
	６月以上９月未満			103	76	107					
	９月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	３月未満			105	77						
	３月以上６月未満			106	78						
	６月以上９月未満			107	79						
	９月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	３月未満			109	81						
	３月以上６月未満			110	82						
	６月以上９月未満			111	83						
	９月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	３月未満			113							
	３月以上６月未満			114							
	６月以上９月未満			115							
	９月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	３月未満			117							
	３月以上６月未満			118							
	６月以上９月未満			119							
	９月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	３月未満			121							
	３月以上６月未満			122							
	６月以上９月未満			123							
	９月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	３月未満			125							
	３月以上６月未満			125							
	６月以上９月未満			125							
	９月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

イ　技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 / 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	３月未満		1	1	5	1	1
	３月以上６月未満		1	1	6	1	1
	６月以上９月未満		1	1	7	1	1
	９月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	３月未満	1	1	1	9	1	1
	３月以上６月未満	2	2	1	10	1	1
	６月以上９月未満	3	3	1	11	1	1
	９月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	３月未満	5	5	1	13	1	1
	３月以上６月未満	6	6	2	14	1	1
	６月以上９月未満	7	7	3	15	1	1
	９月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	３月未満	9	9	5	17	1	1
	３月以上６月未満	10	10	6	18	1	1
	６月以上９月未満	11	11	7	19	1	1
	９月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	３月未満	13	13	9	21	1	1
	３月以上６月未満	14	14	10	22	2	1
	６月以上９月未満	15	15	11	23	3	1
	９月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	３月未満	17	17	13	25	5	1
	３月以上６月未満	18	18	14	26	6	2
	６月以上９月未満	19	19	15	27	7	3
	９月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	３月未満	21	21	17	29	9	5
	３月以上６月未満	22	22	18	30	10	6
	６月以上９月未満	23	23	19	31	11	7
	９月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	３月未満	25	25	21	33	13	9
	３月以上６月未満	26	26	22	34	14	10
	６月以上９月未満	27	27	23	35	15	11
	９月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	３月未満	29	29	25	37	17	13
	３月以上６月未満	30	30	26	38	18	14
	６月以上９月未満	31	31	27	39	19	15
	９月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	３月未満	33	33	29	41	21	17
	３月以上６月未満	34	34	30	42	22	18
	６月以上９月未満	35	35	31	43	23	19
	９月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21

11	３月未満	37	37	33	45	25	21
	３月以上６月未満	38	38	34	46	26	22
	６月以上９月未満	39	39	35	47	27	23
	９月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	３月未満	41	41	37	49	29	25
	３月以上６月未満	42	42	38	50	30	26
	６月以上９月未満	43	43	39	51	31	27
	９月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	３月未満	45	45	41	53	33	29
	３月以上６月未満	46	46	42	54	34	30
	６月以上９月未満	47	47	43	55	35	31
	９月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	３月未満	49	49	45	57	37	33
	３月以上６月未満	50	50	46	58	38	34
	６月以上９月未満	51	51	47	59	39	35
	９月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	３月未満	53	53	49	61	41	37
	３月以上６月未満	54	54	50	62	42	38
	６月以上９月未満	55	55	51	63	43	39
	９月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	３月未満	57	57	53	65	45	41
	３月以上６月未満	58	58	54	66	46	42
	６月以上９月未満	59	59	55	67	47	43
	９月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	３月未満	61	61	57	69	49	45
	３月以上６月未満	62	62	58	70	50	46
	６月以上９月未満	63	63	59	71	51	47
	９月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	３月未満	65	65	61	73	53	49
	３月以上６月未満	66	66	62	74	54	50
	６月以上９月未満	67	67	63	75	55	51
	９月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	３月未満	69	69	65	77	57	53
	３月以上６月未満	70	70	65	78	58	54
	６月以上９月未満	71	71	66	79	59	55
	９月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	３月未満	73	73	67	81	61	57
	３月以上６月未満	74	74	67	82	62	58
	６月以上９月未満	75	75	68	83	63	59
	９月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	３月未満	77	77	69	85	65	61
	３月以上６月未満	78	78	70	86	66	62
	６月以上９月未満	79	79	71	87	67	63
	９月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65

22	３月未満	81	81	73	89	69	65
	３月以上６月未満	82	82	73	90	70	66
	６月以上９月未満	83	83	74	91	71	67
	９月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	３月未満	85	85	75	93	73	69
	３月以上６月未満	86	86	75	94	74	69
	６月以上９月未満	87	87	76	95	75	69
	９月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	３月未満	89	89	77	97	77	
	３月以上６月未満	90	90	77	98	78	
	６月以上９月未満	91	91	78	99	79	
	９月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	３月未満	93	93	79	101	81	
	３月以上６月未満	94	94	79	102	82	
	６月以上９月未満	95	95	80	103	83	
	９月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	３月未満	97	97	81	105	85	
	３月以上６月未満	98	98	82	106	86	
	６月以上９月未満	99	99	83	107	87	
	９月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	３月未満	101	101	85	109	89	
	３月以上６月未満	102	102	85	110	90	
	６月以上９月未満	103	103	86	111	91	
	９月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	３月未満	105	105	87	113		
	３月以上６月未満	106	106	87	114		
	６月以上９月未満	107	107	88	115		
	９月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	３月未満	109	109	89	117		
	３月以上６月未満	110	110	90	118		
	６月以上９月未満	111	111	91	119		
	９月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	３月未満	113	113	93	121		
	３月以上６月未満	114	114	93	122		
	６月以上９月未満	115	115	94	123		
	９月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	３月未満	117	117	95	125		
	３月以上６月未満	118	118	95	126		
	６月以上９月未満	119	119	96	127		
	９月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	３月未満	121	121				
	３月以上６月未満	121	122				
	６月以上９月未満	121	123				
	９月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				

33	３月未満		125				
	３月以上６月未満		126				
	６月以上９月未満		127				
	９月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ウ　研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧　級 経過期間	１級	２級	３級	４級
1	３月未満			1	1
	３月以上６月未満			1	1
	６月以上９月未満			1	1
	９月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	３月未満	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	2	1	1
	６月以上９月未満	3	3	1	1
	９月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	３月未満	5	5	1	1
	３月以上６月未満	6	6	2	1
	６月以上９月未満	7	7	3	1
	９月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	３月未満	9	9	5	1
	３月以上６月未満	10	10	6	1
	６月以上９月未満	11	11	7	1
	９月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	３月未満	13	13	9	1
	３月以上６月未満	14	14	10	2
	６月以上９月未満	15	15	11	3
	９月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	３月未満	17	17	13	5
	３月以上６月未満	18	18	14	6
	６月以上９月未満	19	19	15	7
	９月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	３月未満	21	21	17	9
	３月以上６月未満	22	22	18	10
	６月以上９月未満	23	23	19	11
	９月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	３月未満	25	25	21	13
	３月以上６月未満	26	26	22	14
	６月以上９月未満	27	27	23	15
	９月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	３月未満	29	29	25	17
	３月以上６月未満	30	30	26	18
	６月以上９月未満	31	31	27	19
	９月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	３月未満	33	33	29	21
	３月以上６月未満	34	34	30	22
	６月以上９月未満	35	35	31	23
	９月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25

11	３月未満	37	37	33	25
	３月以上６月未満	38	38	34	26
	６月以上９月未満	39	39	35	27
	９月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	３月未満	41	41	37	29
	３月以上６月未満	42	42	38	30
	６月以上９月未満	43	43	39	31
	９月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	３月未満	45	45	41	33
	３月以上６月未満	46	46	42	34
	６月以上９月未満	47	47	43	35
	９月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	３月未満	49	49	45	37
	３月以上６月未満	50	50	46	38
	６月以上９月未満	51	51	47	39
	９月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	３月未満	53	53	49	41
	３月以上６月未満	54	54	50	42
	６月以上９月未満	55	55	51	43
	９月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	３月未満	57	57	53	45
	３月以上６月未満	58	58	54	46
	６月以上９月未満	59	59	55	47
	９月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	３月未満	61	61	57	49
	３月以上６月未満	62	62	58	50
	６月以上９月未満	63	63	59	51
	９月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	３月未満	65	65	61	53
	３月以上６月未満	66	66	62	54
	６月以上９月未満	67	67	63	55
	９月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	３月未満	69	69	65	57
	３月以上６月未満	70	70	66	58
	６月以上９月未満	71	71	67	59
	９月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	３月未満	73	73	69	61
	３月以上６月未満	74	74	70	62
	６月以上９月未満	75	75	71	63
	９月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	３月未満	77	77	73	65
	３月以上６月未満	78	78	74	66
	６月以上９月未満	79	79	75	67
	９月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69

22	３月未満	81	81	77	69
	３月以上６月未満	82	82	78	70
	６月以上９月未満	83	83	79	71
	９月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	３月未満	85	85	81	73
	３月以上６月未満	86	86	82	73
	６月以上９月未満	87	87	83	73
	９月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	３月未満	89	89	85	
	３月以上６月未満	90	90	86	
	６月以上９月未満	91	91	87	
	９月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	３月未満	93	93	89	
	３月以上６月未満	94	94	89	
	６月以上９月未満	95	95	89	
	９月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	３月未満	97	97		
	３月以上６月未満	98	98		
	６月以上９月未満	99	99		
	９月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	３月未満	101	101		
	３月以上６月未満	102	102		
	６月以上９月未満	103	103		
	９月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	３月未満	105	105		
	３月以上６月未満	106	106		
	６月以上９月未満	107	107		
	９月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	３月未満	109	109		
	３月以上６月未満	110	110		
	６月以上９月未満	111	111		
	９月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	３月未満	113			
	３月以上６月未満	114			
	６月以上９月未満	115			
	９月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
31	３月未満	117			
	３月以上６月未満	118			
	６月以上９月未満	119			
	９月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	３月未満	121			
	３月以上６月未満	121			
	６月以上９月未満	121			
	９月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則別表第３　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第４項関係）

ア　旧級が一般職員俸給表の１１級である職員の新号俸

旧　号　俸	新　級 経過期間	9　級	10　級
1	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	2	1
	６月以上９月未満	3	1
	９月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	３月未満	5	1
	３月以上６月未満	6	1
	６月以上９月未満	7	1
	９月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	３月未満	9	1
	３月以上６月未満	10	1
	６月以上９月未満	11	1
	９月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	３月未満	13	1
	３月以上６月未満	14	1
	６月以上９月未満	15	1
	９月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

11	３月未満	17	1
	３月以上６月未満	18	1
	６月以上９月未満	19	1
	９月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	３月未満	21	1
	３月以上６月未満	22	2
	６月以上９月未満	23	3
	９月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	３月未満	25	5
	３月以上６月未満	26	6
	６月以上９月未満	27	7
	９月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	３月未満	29	9
	３月以上６月未満	30	10
	６月以上９月未満	31	11
	９月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	３月未満	33	13
	３月以上６月未満	34	13
	６月以上９月未満	35	13
	９月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ　旧級が研究職員俸給表の５級である職員の新号俸

旧　号　俸	新　級 経過期間	５　級	６　級
1	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	2	1
	６月以上９月未満	3	1
	９月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	３月未満	5	1
	３月以上６月未満	6	1
	６月以上９月未満	7	1
	９月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	３月未満	9	1
	３月以上６月未満	10	1
	６月以上９月未満	11	1
	９月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	３月未満	13	1
	３月以上６月未満	14	1
	６月以上９月未満	15	1
	９月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

11	３月未満	17	1
	３月以上６月未満	18	1
	６月以上９月未満	19	1
	９月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	３月未満	21	1
	３月以上６月未満	22	1
	６月以上９月未満	23	1
	９月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	３月未満	25	1
	３月以上６月未満	26	1
	６月以上９月未満	27	1
	９月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	３月未満	29	1
	３月以上６月未満	30	1
	６月以上９月未満	31	1
	９月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	３月未満	33	1
	３月以上６月未満	34	1
	６月以上９月未満	35	1
	９月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	３月未満	37	1
	３月以上６月未満	38	1
	６月以上９月未満	39	1
	９月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	３月未満	41	1
	３月以上６月未満	42	1
	６月以上９月未満	43	1
	９月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	３月未満	45	1
	３月以上６月未満	46	1
	６月以上９月未満	47	1
	９月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	３月未満	49	1
	３月以上６月未満	50	1
	６月以上９月未満	51	1
	９月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	３月未満	53	1
	３月以上６月未満	54	2
	６月以上９月未満	55	3
	９月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	３月未満	57	5
	３月以上６月未満	58	6
	６月以上９月未満	59	7
	９月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9

22	３月未満	61	9
	３月以上６月未満	62	9
	６月以上９月未満	63	10
	９月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	３月未満	65	11
	３月以上６月未満	66	11
	６月以上９月未満	67	12
	９月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

附　則（平成１９年３月３０日　１８国研セ第３－１１４号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２０年３月３１日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

２　平成２０年３月３１日までの間においては、この規程による改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第１３条の２第１項及び第３項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、第３項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

３　新規程第１３条の２の規定は、平成１６年４月２日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成１９年４月１日から当該異動の日以後」とする。

４　改正後の職員給与規程第１３条の２第１項に規定する「俸給の月額」には、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１８国研セ第４－５号）附則第９項から第１１項までの規定により支給される俸給を含めるものとする。

（その他）

５　前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成１９年１０月１日　１９国研セ第９－１３２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１９年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（１８国研セ第４－５号）附則の適用の特例）

２　施行日以降に独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第６３条第１項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１８国研セ第４－５号）附則第９項から第１１項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第９項から第２０項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第９項	）には、俸給の月額	以下「経過措置職員」という。）が、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第６３条第１項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成１８年３月３１日において受けていた俸給の月額に同規則第６４条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第１０項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（１８国研セ第３－１１４号）附則の適用の特例）

３　施行日以降に育児短時間勤務を始めた職員が、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１８国研セ第４－５号）附則第９項から第１１項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１８国研セ第３－１１４号）附則第４項の規定の適用については、同項中「には、」とあるのは「には、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１９国研セ第９－１３２号）附則第２項の規定により読み替えられた」とする。

附　則（平成１９年１１月３０日　１９国研セ第１１－１０５号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成１９年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」とい

う。）の規定（第２３条第３項及び第２６条第２項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成１９年４月１日から適用する。

（平成１９年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

３　平成１９年４月１日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

（施行日から平成２０年３月３１日までの間における異動者の号俸の調整）

４　施行日から平成２０年３月３１日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（給与の内払）

５　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

６　前４項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２０年３月３１日　１９国研セ第３－１０５号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

（研究員調整手当に関する経過措置）

２　独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１８国研セ第４－５号）附則第１５項の規定により研究員調整手当を支給される研究員に対するこの規程による改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、同規程第２３条第４項中「地域手当及び広域異動手当」とあるのは「地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当」と、

同条第５項（第２６条第４項において準用する場合を含む。）、第２６条第３項中「地域手当及び広域異動手当」とあるのは「地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当」と、第２６条第２項中「地域手当及び広域異動手当」とあるのは「地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当」とする。

（承継職員に係る経過措置）

３　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成２０年法律第８号）附則第２条第１項の規定に基づき定められた承継計画書第２の３の規定により独立行政法人国際農林水産業研究センターに承継された職員に係る給与の経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２１年３月３１日　２０国研セ第３－１４０号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年５月２９日　２１国研セ第５－１２５号）

１　この規程は、平成２１年５月２９日から施行する。

（平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

２　平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第２３条第２項及び第３項並びに第２６条第２項の規定の適用については、第２３条第２項中「１００分の１４０、」とあるのは「１００分の１２５、」と、「１００分の１２０、」とあるのは「１００分の１１０、」と、同条第３項中「「１００分の１４０、」とあるのは「１００分の１６０、」」とあるのは「「１００分の１２５、」とあるのは「１００分の１４５、」」と、第２６条第２項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」とする。

附　則（平成２１年１２月１日　２１国件セ第１１－１０４号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第２３条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第２８条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第２９条第１項から第４項まで、第６項若しくは第７項又は第３０条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、職員給与規程別表第５の俸給表の適用を受ける職員若しくは同規程別表第４の俸給表若しくは同規程別表第６の俸給表の適用を受ける職員のうちその号俸が１号俸である者からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１６条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から２４号俸まで
	３級	１号俸から８号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から６８号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで

（２）平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額

（その他）

３　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２２年２月１日　２１国件セ第１－１０１号）
この規程は、平成２２年２月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月１日　２１国研セ第３－１５１号）
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月１日　２２国研セ第１１－８７号）
（施行期日）
１　この規程は、平成２２年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）
２　平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第２３条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第２８条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第２９条第１項から第４項まで、第６項若しくは第７項若しくは附則第２項又は第３０条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
（１）平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第２項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１８国研セ第４－５号）附則第９項から第１１項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは職員給与規程別表第５の俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１６条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸　　給　　表	職務の級	号　　俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで

	２級	１号俸から６４号俸まで
	３級	１号俸から４８号俸まで
	４級	１号俸から３２号俸まで
	５級	１号俸から２４号俸まで
	６級	１号俸から１６号俸まで
	７級	１号俸から４号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで
	３級	１号俸から６４号俸まで
	４級	１号俸から３６号俸まで
	５級	１号俸から２０号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から９６号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで
	３級	１号俸から４０号俸まで
	４級	１号俸から２４号俸まで
	５級	１号俸から４号俸まで

（２）平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

３　平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第２項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（２２規程１１－８７号）の施行の日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（その他）

４　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２３年１月１日　２２国研セ第１２－１０４号）

この規程は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日　２２国研セ第３－１４６号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２３年４月１日における号俸の調整）

２　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第５条第１項第１号から第３号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第４号から第６号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成２２年１月１日において同規程第６条第５項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成２３年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

３　独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第６３条第１項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第６４条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（給与の半減に関する経過措置）

４　施行日の前日から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対するこの規程による改正後の職員給与規程第１９条の規定の適用については、同条中「９０日」とあるのは「１年」とする。

（その他）

５　前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２３年８月２６日　２３国研セ第１１０８２３０３号）

この規程は、平成２３年９月１日から施行する。

附　則（平成２３年９月３０日　２３国研セ第１１０９３０１３号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２３年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（昇給に関する経過措置）

２　施行日から起算して２年間は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第６条第５項の規定による昇給については、同項中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。）又はその他の能力の実証」とする。

３　平成２４年１月１日に行われる改正後の職員給与規程第６条第５項の規定による昇給については、同項中「同日前における直近の人事評価（職員就業規則第７５条第１項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降」とあるのは、「平成２３年１月１日から同年９月３０日までの期間」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

４　施行日から起算して２年間は、改正後の職員給与規程第２６条第１項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

５　研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、業績評価（独立行政法人国際農林水産業研究センター研究職員等業績評価実施規程（１４国研セ第５－２２号）第２条に規定する業績評価をいう。）が実施される職員に対する勤勉手当の取扱については、当分の間、改正後の職員給与規程第２６条第１項及び前項の規定にかかわらず、なお、従前の例により行う。

（その他）

６　前４項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２４年５月１日　２４国研セ第１２０４２６０２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２４年５月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２４年５月１日、平成２５年４月１日及び平成２６年４月１日における号俸の調整）

２　この規程による改正後の独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（１８国研セ第４－５号。以下「平成１８年改正規程」という。）附則第９項から第１１項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成２４年４月１日において３６歳に満たない職員（平成２４年５月１日において、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第５条第１項第１号から第３号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第４号から第７号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の第６条第５項の規定による昇給その他の

号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成２４年５月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

３　平成２５年４月１日において改正後の平成１８年改正規程附則第９項から第１１項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成２４年５月１日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成２５年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

４　平成２６年４月１日において改正後の平成１８年改正規程附則第９項から第１１項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成２４年５月１日及び平成２５年４月１日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成２６年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

５　独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第６３条第１項の規定による勤務をしている職員に対する前３項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給の月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第６４条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成２４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

６　平成２４年６月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第２３条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第２８条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第１項から第４項まで及び第６項、第７項若しくは第３０条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から第１号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第２号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

（１）平成２３年４月１日（同月２日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であっ

て適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成１８年改正規程附則第９項から第１１項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１６条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（同規程附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、平成２４年４月の１月分の月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸　　給　　表	職務の級	号　　俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から７６号俸まで
	３級	１号俸から６０号俸まで
	４級	１号俸から４４号俸まで
	５級	１号俸から３６号俸まで
	６級	１号俸から２８号俸まで
	７級	１号俸から１６号俸まで
	８級	１号俸から４号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１２１号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から７６号俸まで
	４級	１号俸から４８号俸まで
	５級	１号俸から３２号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで

	３級	１号俸から５２号俸まで
	４級	１号俸から３６号俸まで
	５級	１号俸から１６号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		１号俸から３号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		１号俸から３号俸まで

（２）附則第２項の規定が平成２４年４月１日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額の合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額の合計額を減じた額

（その他）

７　前５項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２４年１１月１日　２４国研セ第１２１０２３０３号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。

（平成２４年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２４年１２月に支給する期末手当の額は、同年４月１日から同月３０日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除き、職員給与規程第２３条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第２８条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第１項から第４項まで及び第６項若しくは第７項、第３０条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（２４国研セ第１２０４２６０２号。以下この項において「平成２４年改正規程」という。）附則第２項及び平成２４年改正規程による改正後の職員給与規程附則第７項から第１１項までの規定が平成２４年４月１日から適用されていたとしたならば同月分として同各項の規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附　則（平成２５年１２月２７日　２５国研セ第１３１２２５０６号）
この規程は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月１日　２５国研セ第１４０３２８１８号）
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月１日　２６国研セ第１４１１２８０５号）
（施行期日等）
１　この規程は、平成２６年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第２３条第３項、第２６条第２項及び附則第６項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成２６年４月１日から適用する。

（給与の内払）
３　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）
４　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２７年１２月２８日　２７国研セ第１５１２２５０８号）
（施行期日等）
１　この規程は、平成２８年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第２１条、第２２条、第２３条、第２６条及び別表第１から別表第６の改正部分を除く。第４項において同じ。）は平成２７年４月１日（以下「適用日」という。）から、第２３条及び第２６条は平成２７年１２月１日から適用する。

（俸給月額に関する特例措置）
３　適用日から施行日までにおいて、職員給与規程第５条第１項の規定により定められた俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものは、適用日から改正後の職員給与規程別表１から別表３を適用する。

俸給表	職務の級	号俸

一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から２３号俸まで
	３級	１号俸から７号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１２１号俸まで
	２級	１号俸から２６号俸まで
	３級	１号俸から１８号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から５５号俸まで
	２級	１号俸から３１号俸まで

（給与の内払）

４　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給される給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

５　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

６　施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第２項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を俸給として支給する。

７　施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除

く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

８　施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前２項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、俸給を支給する。

９　第６項から第８項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第２３条第５項（職員給与規程第２６条第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第２項第２号から第５号までの規定の適用については、「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（２７国研セ第１５１２２５０８号。以下「平成２７年改正規程」という。）附則第６項から第８項の規定による俸給の額との合計額」とする。

１０　第６項から第８項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第２７条第２項、第２７条の２第２項の規定の適用については、これらの規定中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と平成２７年改正規程附則第６項から第８項の規定による俸給の額との合計額とする。

（平成２８年３月３１日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

１１　適用日から平成２８年３月３１日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１３条第２項	１００分の１６	１００分の１６を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第１６条第２項	３０，０００円	３０，０００円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

（広域異動手当に関する特例）

１２　適用日から平成２８年３月３１日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第１３条の２第１項及び第３項の規定の適用については、同項第１項及び第３項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、第３項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

１３　適用日前に職員がその在勤する事務所を異にした異動又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第１３条の２第１項及び第３項の規定の適用については、同項第１項及び第３項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と、第３項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

（その他）

１４　第２項から第１３項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２８年３月３１日　２７国研セ第１６０３３０１５号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１１月３０日　２８国研セ第１６１１３００９号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。

２　この規程（第２３条第３項、第２６条第２項及び附則第６項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給される給与（国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部改正する規程（２７国研セ第１５１２２５０８号）附則第６項、第７項及び第８項の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成２９年３月３１日　２８国研セ第１７０３３０１３号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

２　平成２９年４月１日から令和２年３月３１日までの間における扶養手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１２条第３項第１号ア	６，５００円	６，５００円（ただし、平成２９年４

		月１日から平成３０年３月３１日までの間は１０，０００円とする。）
第１２条第３項第１号イ	３，５００円	３，５００円（ただし、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は１０，０００円とし、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は６，５００円とする。）
第１２条第３項第１号ウ	支給しない	支給しない（ただし、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は１０，０００円、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は６，５００円とし、平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間は３，５００円とする。）
第１２条第３項第２号	１０，０００円	１０，０００円（ただし、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は８，０００円とする。）
第１２条第３項第３号イ	３，５００円	３，５００円（ただし、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は６，５００円とする。）
第１２条第３項第３号ウ	支給しない	支給しない（ただし、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は６，５００円とし、平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間は３，５００円とする。）

３　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における職員に配偶者がない場合の扶養親族１人に係る扶養手当の月額は、職員給与規程第１２条第２項第２号に規定する扶養親族については１０，０００円とし、職員給与規程第１２条第２項第３号から第５号に規定する扶養親族については９，０００円とする。

附　則（平成２９年１１月３０日　２９国研セ第１７１１３００４号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年１２月１日から施行する。

２　この規程（第２３条第３項、第２６条第２項及び附則第６項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給される給与（国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部改正する規程（２７国研セ第１５１２２５０８号）附則第６項、第７項及び第８項の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成３０年３月３０日　２９国研セ第１８０３３０１２号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１１月３０日　３０国研セ第１８１１２７０８号）

１　この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。

２　この規程（第６条第８項、第２３条第３項及び第２６条第２項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成３１年３月２７日　３０国研セ第１９０３２７１５号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１１月２９日　元国研セ第１９１１２８０４号）

１　この規程は、令和元年１２月１日から施行する。

２　この規程（第２３条第３項及び第２６条第２項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和２年３月３１日　元国研セ第２００３３００５号）

（施行期日）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

２　施行日の前日において改正前の職員給与規程第１４条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和３年３月３１日までの間、改正後の職員給与規程第１４条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）の住居手当を支給する。

（１）改正後の職員給与規程第１４条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（２）旧手当額が改正後の職員給与規程第１４条第２項の規定により算出される住居手当の月額に満たないこととなる職員

（その他）

３　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和２年１１月２７日　２国研セ第２０１１２６０５号）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１　一般職員俸給表（第５条第１項第１号関係）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級	10　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
２	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
３	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
４	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
５	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
６	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
７	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
８	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
９	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
１０	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
１１	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
１２	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
１３	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
１４	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
１５	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
１６	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
１７	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
１８	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
１９	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
２０	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
２１	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
２２	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
２３	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
２４	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
２５	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
２６	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
２７	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
２８	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
２９	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
３０	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
３１	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
３２	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
３３	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
３４	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
３５	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
３６	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
３７	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
３８	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
３９	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
４０	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
４１	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
４２	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
４３	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		

4 4	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300		
4 5	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600		
4 6	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000			
4 7	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400			
4 8	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100			
4 9	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600			
5 0	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000			
5 1	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400			
5 2	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800			
5 3	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200			
5 4	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600			
5 5	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000			
5 6	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300			
5 7	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600			
5 8	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000			
5 9	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300			
6 0	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600			
6 1	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900			
6 2	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100				
6 3	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400				
6 4	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700				
6 5	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000				
6 6	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300				
6 7	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600				
6 8	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900				
6 9	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100				
7 0	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400				
7 1	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700				
7 2	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000				
7 3	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200				
7 4	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500				
7 5	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800				
7 6	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				
7 7	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200				
7 8	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500				
7 9	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800				
8 0	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000				
8 1	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200				
8 2	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
8 3	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
8 4	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000				
8 5	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200				
8 6	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300					
8 7	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600					
8 8	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800					
8 9	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000					
9 0	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300					
9 1	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600					
9 2	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800					

９３	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
９４		294,900	342,600							
９５		295,200	343,100							
９６		295,600	343,500							
９７		295,800	343,700							
９８		296,100	344,100							
９９		296,500	344,500							
１００		296,900	344,800							
１０１		297,100	345,100							
１０２		297,400	345,500							
１０３		297,800	345,900							
１０４		298,100	346,300							
１０５		298,300	346,800							
１０６		298,600	347,200							
１０７		299,000	347,600							
１０８		299,300	348,000							
１０９		299,500	348,500							
１１０		299,900	348,900							
１１１		300,300	349,200							
１１２		300,600	349,500							
１１３		300,800	350,000							
１１４		301,000								
１１５		301,300								
１１６		301,700								
１１７		301,900								
１１８		302,100								
１１９		302,400								
１２０		302,700								
１２１		303,100								
１２２		303,300								
１２３		303,600								
１２４		303,900								
１２５		304,200								

備考　１　他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
　　２　２級の１号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

別表第２　技術専門職員俸給表（第５条第１項第２号関係）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
１	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
２	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
３	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
４	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
５	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
６	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
７	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
８	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
９	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
１０	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
１１	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
１２	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
１３	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
１４	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
１５	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
１６	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
１７	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
１８	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
１９	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
２０	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
２１	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
２２	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
２３	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
２４	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
２５	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
２６	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
２７	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
２８	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
２９	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
３０	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
３１	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
３２	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
３３	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
３４	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
３５	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
３６	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
３７	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
３８	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
３９	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
４０	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
４１	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
４２	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
４３	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
４４	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600

45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	

９３	224,300	260,700	295,200	318,700	
９４	224,700	261,100	295,700	319,000	
９５	225,100	261,400	296,200	319,300	
９６	225,400	261,700	296,700	319,500	
９７	225,700	261,900	297,000	319,700	
９８	226,200	262,200	297,400	320,000	
９９	226,700	262,400	297,900	320,300	
１００	227,200	262,700	298,400	320,500	
１０１	227,600	263,000	298,800	320,700	
１０２	228,100	263,200	299,200		
１０３	228,700	263,500	299,500		
１０４	229,300	263,800	299,800		
１０５	229,700	264,000	300,100		
１０６	230,200	264,200	300,500		
１０７	230,500	264,500	300,900		
１０８	230,900	264,700	301,300		
１０９	231,100	265,000	301,600		
１１０	231,500	265,300	302,000		
１１１	232,000	265,600	302,400		
１１２	232,400	265,800	302,700		
１１３	232,600	266,000	302,900		
１１４	233,100	266,300	303,200		
１１５	233,600	266,500	303,500		
１１６	234,100	266,700	303,700		
１１７	234,400	267,000	303,900		
１１８	234,800	267,300	304,200		
１１９	235,200	267,600	304,500		
１２０	235,600	267,900	304,700		
１２１	236,000	268,100	304,900		
１２２		268,300	305,200		
１２３		268,600	305,500		
１２４		268,900	305,700		
１２５		269,100	305,900		
１２６		269,300	306,200		
１２７		269,600	306,500		
１２８		269,900	306,700		
１２９		270,100	306,900		
１３０		270,300	307,200		
１３１		270,600	307,500		
１３２		270,900	307,700		
１３３		271,100	307,900		
１３４		271,300			
１３５		271,600			
１３６		271,900			
１３７		272,100			

備考　１　農場作業員、動物飼育員、自動車運転手等その他これに準ずる業務に従事する職員に適用する。
　　２　４級の最高号俸以上の俸給を受ける職員の昇給については、昇給区分がＡの者は、枠外２（最高号俸とその１号俸下位の号俸との差額に２を乗じた額を加えた額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給を、昇給区分がＢの者は、枠外１（最高号俸とその１号俸下位の号俸との差額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給をさせるものとする。枠外は２を超えないものとする。

別表第３　研究職員俸給表（第５条第１項第３号関係）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
１	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800	523,300
２	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700	526,400
３	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300	529,500
４	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100	532,600
５	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200	535,700
６	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900	538,100
７	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600	540,500
８	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300	542,900
９	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800	545,300
１０	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400	547,000
１１	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100	548,900
１２	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900	550,800
１３	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500	552,500
１４	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200	553,800
１５	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000	555,000
１６	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700	556,000
１７	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200	557,100
１８	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800	557,800
１９	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300	558,400
２０	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900	559,000
２１	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400	559,700
２２	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000	
２３	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600	
２４	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100	
２５	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300	
２６	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600	
２７	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100	
２８	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600	
２９	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100	
３０	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600	
３１	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100	
３２	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600	
３３	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900	
３４	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300	
３５	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700	
３６	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200	
３７	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600	
３８	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100	
３９	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500	
４０	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000	
４１	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300	
４２	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500	
４３	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700	
４４	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900	

4 5	224, 700	288, 700	363, 300	409, 400	498, 600	
4 6	226, 600	289, 800	364, 500	410, 600	500, 100	
4 7	228, 400	290, 900	365, 800	412, 200	501, 700	
4 8	230, 200	292, 000	366, 900	413, 800	503, 200	
4 9	231, 900	293, 300	368, 000	415, 100	504, 900	
5 0	233, 700	294, 500	369, 300	416, 500	506, 300	
5 1	235, 400	295, 500	370, 600	418, 000	507, 700	
5 2	237, 100	296, 400	371, 900	419, 400	509, 200	
5 3	238, 500	297, 600	372, 600	420, 800	510, 300	
5 4	240, 300	298, 600	373, 600	422, 200	511, 500	
5 5	241, 900	299, 800	374, 500	423, 600	512, 700	
5 6	243, 500	300, 700	375, 500	425, 000	513, 900	
5 7	244, 700	301, 500	376, 300	426, 100	514, 800	
5 8	245, 900	302, 600	377, 100	427, 400	515, 800	
5 9	246, 900	303, 800	377, 800	428, 800	516, 800	
6 0	247, 800	304, 900	378, 500	430, 100	517, 800	
6 1	248, 800	305, 800	379, 100	430, 900	518, 900	
6 2	249, 900	306, 900	379, 800	431, 800	519, 800	
6 3	250, 800	308, 000	380, 700	432, 800	520, 500	
6 4	251, 900	309, 100	381, 600	433, 700	521, 200	
6 5	253, 100	309, 900	382, 200	434, 600	522, 000	
6 6	254, 000	311, 000	383, 000	435, 400	522, 800	
6 7	255, 100	311, 900	383, 800	436, 000	523, 600	
6 8	256, 000	312, 900	384, 600	436, 800	524, 400	
6 9	256, 900	313, 900	385, 200	437, 200	525, 100	
7 0	258, 200	314, 900	385, 900	437, 800	525, 900	
7 1	259, 500	316, 000	386, 600	438, 300	526, 700	
7 2	260, 700	317, 100	387, 300	438, 800	527, 500	
7 3	262, 100	317, 600	388, 000	439, 300	528, 200	
7 4	263, 500	318, 600	388, 600			
7 5	264, 700	319, 700	389, 200			
7 6	265, 700	320, 800	389, 900			
7 7	266, 800	321, 900	390, 600			
7 8	267, 900	322, 900	391, 200			
7 9	269, 100	323, 800	391, 800			
8 0	270, 000	324, 700	392, 400			
8 1	271, 200	325, 800	393, 000			
8 2	272, 500	326, 600	393, 600			
8 3	273, 800	327, 300	394, 200			
8 4	275, 000	328, 100	394, 800			
8 5	276, 100	328, 600	395, 300			
8 6	277, 200	329, 100	395, 800			
8 7	278, 500	329, 600	396, 300			
8 8	279, 700	330, 100	397, 000			
8 9	280, 500	330, 400	397, 400			
9 0	281, 700	330, 900				
9 1	282, 700	331, 400				
9 2	283, 900	331, 900				

９３	284,800	332,200				
９４	285,800	332,600				
９５	286,800	333,100				
９６	287,800	333,600				
９７	288,100	334,100				
９８	289,000	334,600				
９９	289,700	335,100				
１００	290,600	335,600				
１０１	291,500	336,100				
１０２	292,200	336,600				
１０３	292,900	337,100				
１０４	293,600	337,600				
１０５	294,300	338,100				
１０６	294,800	338,500				
１０７	295,300	339,000				
１０８	295,800	339,400				
１０９	296,000	339,900				
１１０	296,400	340,300				
１１１	296,700	340,800				
１１２	297,000	341,200				
１１３	297,300	341,700				
１１４	297,600	342,100				
１１５	297,900	342,600				
１１６	298,200	343,000				
１１７	298,500	343,500				
１１８	298,900	343,900				
１１９	299,200	344,300				
１２０	299,600	344,700				
１２１	299,900	345,100				

備考　１　専門的科学知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員（職員就業規則第５条第１項第１号及び第２号の規定により採用された者を除く。）に適用する。

２　３級及び４級の最高号俸以上の俸給を受ける職員の昇給については、昇給区分がＡの者は枠外２（最高号俸とその１号俸下位の号俸との差額に２を乗じた額を加えた額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給を、昇給区分がＢの者は、枠外１（最高号俸とその１号俸下位の号俸との差額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給をさせるものとする。枠外は８を超えないものとする。

別表第４　任期付研究員（一）俸給表（第５条第１項第４号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
１	３９７，０００
２	４５６，０００
３	５１６，０００
４	５９６，０００
５	６９３，０００
６	７９１，０００
７	８８８，０００
８	９８６，０００
９	１，０８４，０００
１０	１，１７５，０００

備考　職員就業規則第５条第１項第１号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第５　任期付研究員（二）俸給表（第５条第１項第５号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
１	３３１，０００
２	３６７，０００
３	３９４，０００

備考　職員就業規則第５条第１項第２号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第６　特定任期付職員俸給表（第５条第１項第６号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
１	３７５，０００
２	４２２，０００
３	４７２，０００
４	５３３，０００
５	６０８，０００
６	７１０，０００
７	８３０，０００

備考　職員就業規則第５条第１項第３号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。